

行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)

規制改革推進会議 行政手続部会(令和元年7月29日改定)(抜粋)

No.	事項名	規制改革実施計画の記載	取組状況及び今後の予定
5	保険契約照会様式	<p>a 保険契約照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条)については、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。</p>	<p>令和2年1月23日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。</p> <p>当該様式の使用状況については、毎年1月末現在の状況を調査しており、今年も1月末の状況を調査する予定である。</p> <p>なお、平成31年1月末現在では、「現在使用している」又は「今後使用することを検討している」地方自治体の割合は、都道府県で約7割、市町村で約5割となっている。</p>
		<p>b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。</p>	<p>上記調査結果を踏まえて、必要に応じ、実態把握や意見聴取、地方自治体に対する更なる要請を実施。</p>
6	給与等照会様式	<p>給与等照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条)については、地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データ</p>	<p>令和2年1月23日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対し、標準様式の使用を改めて要請した。</p> <p>保険契約照会様式と同様、1月末現在の状況を調査する予定である。</p>

		とする。	
7	個人事業税・自動車税・軽自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等	<p>a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。</p> <p>b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。</p>	<p>固定資産税や自動車税などの賦課税目において、納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムについては、賦課税目についての様々な課題があることを踏まえつつ、地方税共通納税システムの対象税目の拡大について検討した結果、令和2年度税制改正における議論を経て、個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割について、令和3年10月1日以後の申告及び納入から対象とすることとしている。</p> <p>令和2年1月23日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付の活用等の納税環境整備を要請。</p>
8	自動車税・自動車取得税の申告書	自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成31年度中に43都道府県に拡大見込みであるが、残りの4府県についても早急に導入するよう助言する。	令和元年度中に1県が稼働しており、残り3府県については47都道府県が会員となっている地方税共同機構の説明会において、導入を依頼済み。
9	事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向け	令和2年1月23日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。

		て、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	
		b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。	令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、全ての地方団体に対し、電子納税が可能となっている。
10	法人設立等届出書	a 法人設立等の届出(地方税法第317条の2第8項)については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国統一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。	eLTAXにおいて、令和元年9月から全ての地方団体に対し、一元的な電子的提出が可能となっている。
		b また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。	国税当局との電子的提出の一元化は、令和2年3月の開始に向けて、国税庁や地方税共同機構と連携してシステム改修の詳細を調整中。
11	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(地方税法第317条の6第2項)及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書(同法第321条の5第3項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	令和2年1月23日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAXの利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。
12	給与支払報告書	給与支払報告書(地方税法第317条の6第1項)については、全ての	令和2年1月23日に発出した事務連絡において、全地方自治体に

	(総括表)	市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。
13	特別徴収税額通知書	<p>a 特別徴収税額通知書(地方税法第 321 条の4第1項/特別徴収義務者用)については、eLTAX を利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成 30 年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</p> <p>b 特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村における eLTAX を利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。</p>	<p>全地方団体対象の eLTAX 全国説明会(7月~9月)において電子化への働きかけを実施。また、令和 2 年 1 月 23 日に発出した事務連絡において、地方団体に対し、電子化の積極的かつ早急な導入を要請。</p> <p>成長戦略(令和元年 6 月 21 日閣議決定)等を踏まえ、電子的通知の実現に向け、地方団体、関係機関及び企業担当者を交えて、実務上の課題及びその対応策について検討中。</p>
14	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出(地方税法第 321 条の4第5項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	令和 2 年 1 月 23 日に発出した事務連絡において、全地方自治体に対して、eLTAX の利用促進及び事業者団体、税理士会等への働きかけを要請。